

平成27年4月23日開催

第 35 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第35回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月23日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 延出基幹集落センター 大集会室

3. 出席委員 18 人 (欠席委員6名)

1	番	安	田	悦	郎	欠	1	3	番	西	村	和	夫	出
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	欠	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薰	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	欠	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	幸	欠
10	番	水	上	隆	敏	欠	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田	猛	欠	欠	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田 孝義

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第2号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第3号 買受適格証明願いに対する発給について

## 6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成27年4月23日招集、第35回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお本日の欠席者は、1番安田悦郎委員・3番渡辺 隆委員・6番藤原俊哉委員・10番水上隆敏委員・12番岡田 猛委員・21番川端英幸委員の6名でありまして、それぞれ欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上により、出席委員は24名中18名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	挨拶
事務局長	それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	それでは、議事録署名委員は、22番見上久義委員、23番野表篤夫委員をお願いいたします。
議長	以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の議案第1号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議題といたします。事務局より、議案第1号順位1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については、用途変更の1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>順位1番ですが、事業計画地は現在農用地として利用されておりますが、この度、家畜の日除け施設が必要となり、軽種馬用の日除けシェルターを新築するものです。</p> <p>計画地は軽種馬の営農管理上、放牧地に面した作業効率の良い、利便性の高い場所が選定されています。</p> <p>本案件は、農業振興地域の農用地区域内に農業用施設を建てるため、町より用途変更について意見を求められているものです。</p> <p>なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長	次に議案第2号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については計4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、山林に隣接した土地であり、かつ申請者は高齢のため斜面での作業など肥培管理が困難で、現在、今後も営農作付する見込みがないことから、この度、証明願いが出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
18番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、申請者の自宅に隣接した土地で、現在は通路として利用されており、以前から肥培管理もされておらず、現在、今後も営農作付する見込みがないことから、この度、地目変更登記のために非農地証明の願いが出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
13番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は、周囲が宅地に囲まれた都市計画区域内の狭隘な土地で、この度、隣の家の塀が申請者の土地に入り込んでおり、この土地を隣家へ処分するために、非農地証明の願いが出されたものです。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、現況が宅地敷地となっていることを確認し、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

18番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は相続農地で、宅地と農地に隣接している土地で、周囲の農地と高さが3m程、段差のあるところ。過去にあっせんの申し出もありましたが、段差があり使用しづらいため、今まで受け手がいない状況です。相続農地で、申請人も遠方であり、現在、今後においても営農作付が困難な状況であるため、この度、証明の願いが出されたものです。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

14番 議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>15番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第3号買受適格証明願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>本案件は、●●の●●の所有地が、札幌国税局の公売にかけられたものです。昨年、平成26年10月に、一度、公売に公告されましたが、入札者がいなかったもので、今回が2回目となります。</p> <p>今回の入札期間は、平成27年5月11日から同年5月26日までとなっており、開札期日が同年5月28日となっております。</p> <p>なお、申請人について、この農地を取得した後も営農していけるものか、農地法第3条第2項の各号を事務局で調査したところ、非該当項目には該当していないため、買受適格者であると考えております。</p> <p>また、順位1番の申請者が公売の落札者となり、農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、許可相当であると考えますが、併せてご審議願います。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第3号1番については、買受適格証明を発給することと決定してよろしいですか。</p> <p>また、公売の落札者から農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定してよろしいか、併せて採決いたします。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第3号1番については買受適格証明を発給するとともに、公売の落札者より農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第35回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前10時18分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成27年4月23日(議事録調整日 平成27年4月30日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>